

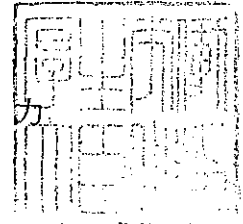
リン酸三マグネシウムの食品添加物としての新規指定並び
に酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムの使用基準改正
の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について



厚生労働省発食第119号
平成13年5月14日

薬事・食品衛生審議会
会長 内山 充 殿

厚生労働大臣 坂 口 力



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条及び第7条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1、L-アスコルビン酸2-グルコシド、ビオチン、ヒドロキシプロピルメチルセルロース及びリン酸三マグネシウムの食品添加物としての指定の可否について
- 2、グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅、酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムの使用基準改正の可否について

食品添加物の新規指定等の可否に関する 薬事・食品衛生審議会への諮問について

平成13年5月14日
厚生労働省医薬局
食品保健部基準課

1. 食品衛生法第6条により、食品添加物の製造、輸入、販売等については、人の健康を損なうおそれのない場合として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除き、禁止されている。また、食品衛生法第7条第1項により、厚生労働大臣は薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、添加物の使用等について基準を定めることができるとされている。
2. 食品添加物の新規指定要請の手続き等については、食品衛生調査会の答申に基づく平成8年3月22日衛化第29号生活衛生局長通知により、指定要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。また、保健機能食品であって、カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品の成分となる物質の指定の手続き等については、薬事・食品衛生審議会の答申に基づく平成13年3月27日食発第115号食品保健部長通知により、指定等の要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。
3. 今回、下記事項について要請がなされ、事務局での予備審査が終了したため、平成13年5月14日付薬事・食品衛生審議会に食品衛生法第6条等に基づき、食品添加物の指定等の可否について諮問したものである。

4. 要請の概要

(1) 食品添加物の新規指定について

①L-アスコルビン酸2-グルコシドの新規指定について

- 1) 品名： L-アスコルビン酸2-グルコシド
- 2) 用途： 強化剤
- 3) 要請者： 株式会社林原生物化学研究所
代表取締役 林原 健
- 4) 指定要請のなされた日： 平成13年5月10日
- 5) 外国での使用状況： 食品添加物としては外国において使用が認められていないが、化粧品の成分及び飼料成分としての使用は認められている。

②ビオチンの新規指定について

- 1) 品名： ビオチン
- 2) 用途： 強化剤
- 3) 要請者： ロシュ・ビタミン・ジャパン株式会社
代表取締役 レオ ダーム

- 4) 指定要請のなされた日： 平成13年4月5日
5) 外国での使用状況： 欧米において、食品・食品成分として使用されている。

③ヒドロキシプロピルメチルセルロースの新規指定について

- 1) 品名： ヒドロキシプロピルメチルセルロース
2) 用途： カプセル基剤、錠剤コーティング剤
3) 要請者： 信越化学工業株式会社
代表取締役 金川 千尋
ダウ・ケミカル日本株式会社
代表取締役 本多 助重
三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
代表取締役 清水 孝重
4) 指定要請のなされた日： 平成13年1月30日
5) 外国での使用状況： 欧米において、医薬品添加物、食品添加物として使用されている。

④リン酸三マグネシウムの新規指定について

- 1) 品名： リン酸三マグネシウム
2) 用途： 強化剤
3) 要請者： 太陽化学株式会社
代表取締役 山崎 長宏
4) 指定要請のなされた日： 平成13年5月10日
5) 外国での使用状況： 欧米において、食品・食品成分として使用されている。

(2) 食品添加物の使用基準改正について

①グルコン酸亜鉛の使用基準改正について

- 1) 品名： グルコン酸亜鉛
2) 用途： 強化剤
3) 要請者： 富田製薬株式会社
代表取締役社長 富田 純弘
藤沢薬品工業株式会社
代表取締役社長 青木 初夫
4) 要請のなされた日： 平成13年5月9日
5) これまでの使用状況等： 我が国においては、母乳代替食品にのみ使用が認められている。本要請は、グルコン酸亜鉛が清涼飲料水、あめ類、保健機能食品であって、カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品等へも使用することができるよう要請するものである。

②グルコン酸銅の使用基準改正について

- 1) 品名： グルコン酸銅
2) 用途： 強化剤
3) 要請者： 富田製薬株式会社
代表取締役社長 富田 純弘
藤沢薬品工業株式会社

代表取締役社長 青木 初夫

- 4) 要請のなされた日： 平成13年5月9日
5) これまでの使用状況等： 我が国においては、母乳代替食品にのみ使用が認められている。本要請は、グルコン酸銅が清涼飲料水、あめ類、保健機能食品であって、カプセル、錠剤等通常の食品形態でない食品等へも使用することができるよう要請するものである。

③酸化マグネシウムの使用基準改正について

- 1) 品名： 酸化マグネシウム
2) 用途： 強化剤
3) 要請者： 神島化学工業株式会社
代表取締役社長 田中 厚

- 4) 要請のなされた日： 平成13年5月11日
5) これまでの使用状況等： 我が国においては、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合であって吸着の目的で使用される場合にのみ使用が認められている。本要請は、酸化マグネシウムが栄養強化の目的で一般食品等へ使用できるよう要請するものである。

④炭酸マグネシウムの使用基準改正について

- 1) 品名： 炭酸マグネシウム
2) 用途： 強化剤
3) 要請者： 宇部マテリアルズ株式会社
代表取締役社長 坂本 汎司

- 4) 要請のなされた日： 平成13年5月9日
5) これまでの使用状況等： 我が国においては、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合に使用される場合にのみ使用が認められている。本要請は、炭酸マグネシウムが栄養強化の目的で一般食品等へ添加できるよう要請するものである。

5. その他

食品衛生法第6条により指定されている品目数は、平成13年5月1日現在338品目である。